

香取市と株式会社千葉薬品との包括連携に関する協定書

香取市（以下「甲」という。）と株式会社千葉薬品（以下「乙」という。）は、以下のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が、緊密な連携を強化し、協働による活動を推進することにより、地域一層の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項を連携して取り組むものとする。

- （1）健康づくりに関すること。
- （2）食育に関すること。
- （3）地産地消、地元産品の普及への協力に関すること。
- （4）地域福祉、少子高齢化に関すること。
- （5）地域との連携促進、各種事業への協力・参加に関すること。
- （6）地域情報の発信に関すること。
- （7）環境対策、リサイクルの推進に関すること。
- （8）防犯、安全・安心なまちづくりに関すること。
- （9）地域医療の整備に関すること。
- （10）その他、前条の目的を達成するため必要な事項に関すること。

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に実施・促進するため、双方で協議を行い、具体的な取組内容、実施方法、役割分担、費用負担、その他必要となる事項については、別途取り決めるものとする。

3 乙は、第1項各号に定める取組の一部を、甲と協議の上、乙の関係会社を実施させることができる。

（目的外利用の禁止及び秘密保持）

第3条 甲及び乙は、本協定の規定により、相手方から提供を受けた情報（文書、電磁的記録その他情報の形態を問わず、その複製物及び提供された情報を基に作成された資料を含む。以下同じ。）を第1条の目的に限り使用するものとし、その他の目的に使用しないこと及び第三者に開示しないことに合意する。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

- （1）事前に相手方の書面による承諾を得て第三者に開示する情報
- （2）相手方から提供を受けた際に既に公知となっている情報、又は相手方から提供を受けた後、提供を受けた者の故意又は過失によることなく、公知となった情報
- （3）相手方から提供を受ける前に取得していたことを立証することができる情報、又は相手方から提供を受けた後、その情報を開示する正当な権限を有する第三者から取得した情報
- （4）法令などの規定により開示しなければならない情報

2 甲および乙は、本協定が理由の如何を問わず効力を失った後も、前項による秘密保持の義務を負う。

（反社会的勢力の排除）

第4条 甲は、乙が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当し、又は報道等により該当する蓋然性が高いと一般的に認められる場合には、何らの催告を要せず本協定を解除することができる。なお、甲が本条の規定により本協定を解除した場合、乙に損害が生じても解除した当事者は賠償責任を負わない。

- （1）乙又は乙の役員若しくは実質的に経営に関与する者、若しくは従業員等（以下「役職員等」という。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）である、又は反社会的勢力であった場合
- （2）乙又は乙の役職員等が反社会的勢力に対し、不適切な出資、貸付、資金若しくは役務提供等をしている場合、又は反社会的勢力と何らかの不適切な取引をしている場合
- （3）乙又は乙の役職員等が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係をもっている場合
- （4）乙又は乙の役職員等が、自ら又は第三者を利用して、甲に対して暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的行為又は詐欺的手法等を用いて不当な要求行為等を行った場合

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月末日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲及び乙のいずれかが書面により申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

（疑義等の協議）

第6条 本協定に定めない事項及び本協定の解釈又は履行につき疑義が生じた場合は、甲及び乙にて誠意をもって協議のうえ、円満に解決を図るものとする。

本協定を証するため、協定書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年11月14日

甲 千葉県香取市佐原口 2127
香取市
香取市長

伊藤友則

乙 千葉県千葉市中央区問屋町1番35号
株式会社千葉薬品
代表取締役社長

斉藤昭生